

広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月6日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第2号

広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会決裁規則（平成22年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号中「広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。